

【参考資料】

開発行為に関する審査基準にかかる公園の「形状」の審査方法について

長方形に類似する形状（以下、「四角形」という。）の審査については、以下に示す方法・条件により四角形を設定した短辺と長辺の比率が1：2以内となることが確認できた場合は、審査基準2（7）ア（ア）及び（イ）に適合しているものとみなします。

（1）四角形の設定

- ① 四角形の頂点は、敷地の境界線上及び敷地内部の任意の場所に設定した4点（図のア～エ）とする。なお、四角形の頂点の設定にあたり、敷地の角に「長さ3m以内の隅切り」もしくは「3㎡以内のごみ集積施設」が位置するとき、③の条件を満たす場合に限り、「隅切り」もしくは「ごみ集積施設」を敷地の一部とみなすことができる。
- ② 四角形の内角は、いずれも60度以上120度以内とする。
- ③ 敷地の一部が四角形から「はみ出し」「後退」（「長さ3m以内の隅切り」、「3㎡以内のごみ集積施設」を含む。）することについては、以下の全ての条件を満たす場合に限り許容する。
 - ・ 1辺あたり3箇所以内
 - ・ 1箇所あたり頂点の数が3箇所以内、かつ頂点の内角が90度以上
 - ・ 1箇所あたり3㎡以内、もしくは、「はみ出し」「後退」が接する辺からのそれぞれの頂点までの垂直距離が最大で辺長の1割以内
 - ・ 全ての「はみ出し」「後退」の面積の絶対値の合計は、提供を要する公園面積の2割以内
- ④ 四角形の面積は、提供を要する公園面積以上の面積とする。但し、四角形の面積には「はみ出し」部分の面積は算入できるが、「後退」部分の面積は算入できない。

（2）短辺と長辺の設定、比率の確認

- ① （1）で設定した四角形の四辺のうち最長のもの（図の辺D）を長辺、長辺から対辺（図の辺B）に対する垂直方向の最短距離を短辺の長さとする。但し、対辺に「後退」部分（隅切りを除く。）がある場合は、その頂点までの距離と比較して短い方を短辺の長さとする。
- ② ①の短辺の長さは、四角形の各辺の長さ以下であることを要する。
- ③ ①②の条件を満たす短辺と長辺の設定ができ、その比率が1：2以内であることが確認できた場合、審査基準2（7）ア（ア）及び（イ）に適合しているものとみなす。

<例 図>

